

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9 月 2 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町条例第 2 / 号

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年湯河原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。